

小樽地域雇用創造協議会 就労体験事業宿泊費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市内企業等の人材確保とU I Jターン就職の促進を図るため、小樽地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が実施する「就労体験」に参加する者に対し、予算の範囲内において就労体験事業宿泊費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、「就労体験」に参加する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 小樽市外に住所を有し、小樽市内での移住や就労を希望する者
- (2) 参加に際し、協議会へ必要な情報や資料の提供、アンケート調査などの協力を同意できる者

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が「就労体験」に参加した際に、宿泊施設の宿泊に要した経費（食事代を除く。）とする。ただし、助成対象者が食事付き宿泊プランを利用した場合は、宿泊翌日の朝食代のみを含めた宿泊に要した経費を助成対象経費とする。

2 前項に規定する対象経費について、助成対象者以外の者が同室に宿泊するなど、領収書等から各々の宿泊に要した経費を区分することができない場合は、合理的な按分率をもって求めた宿泊に要した経費をもって、助成対象経費とすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の経費は、助成対象経費としない。

- (1) 領収書等で確認ができない経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費相当額とする。ただし、助成対象者1人当たり1泊7,800円、1年度内4泊を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象者は、参加した「就労体験」が終了した日の翌日から起算して1か月以内又は、当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、就労体験事業宿泊費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲

げる書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 就労体験実施証明書
- (2) 宿泊費の支払を確認できる領収書等（第3条第2項の規定により合理的な按分をした場合は、それが分かるものを含む。）
- (3) 居住地を確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金の交付の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、就労体験事業宿泊費助成金交付決定兼助成金交付額確定通知書（様式第2号）を当該申請をした者に通知するとともに速やかに支払うものとする。

3 会長は、第1項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、就労体験事業宿泊費助成金交付不承認通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、当該申請をした者に通知する。

（暴力団等の排除）

第7条 会長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第17号）第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は助成金の交付決定を受けた者が、同条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 会長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に助成金を交付しない旨の決定をするものとする。

3 会長は、助成金の交付決定を受けた者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている助成金の返還を命ずるものとする。

（返還）

第8条 会長は、虚偽その他の不正手段により助成金を受給した者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。